

福知山市の住所は地番に基づく表示

住民票の住所

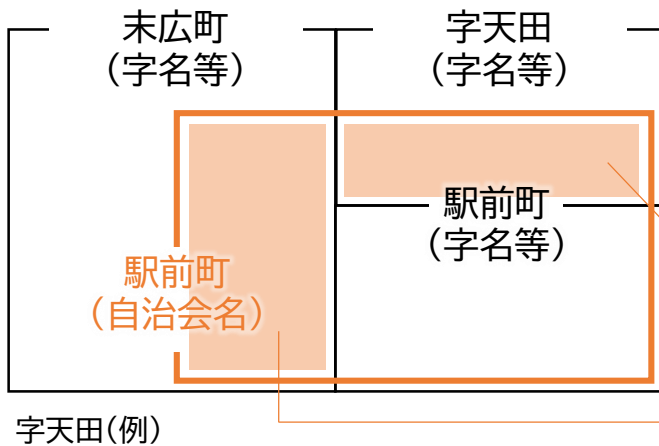
※字名・町名は以降「字名等」と表記

京都府	福知山市	字天田	1番地
都道府県	市区町村	字名等	地番

地番とは、法務局が付す番号のことです。福知山市では、地番に基づいて住民票の住所を表記しており、住所は土地の登記簿に近い表記となっています。

住所を使い分けている場合がある

字名等や自治会名、郵便番号の町域などの住所表記を、用途に応じて使い分けている場合があります。



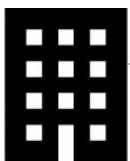
※本市では、市の人口の半数程度、中でも字天田や字堀などの広域な字の住民において、このような住所表記の使い分けが生じていると認識しています。

住民票は字天田

自治会名や郵便番号の町域は駅前町

住民票は末広町

自治会名は郵便番号の町域は駅前町



市役所や銀行など

公的書類に基づく住民票の住所で字名等を記載します。郵便番号は字名に合うように620-0000などを書く場合があります。



郵便・配送先

郵便番号が概ね自治会単位で設定されているため、郵便番号とその町域(≒自治会名)に合わせる方がよい場合があります。

住所表記を検討する背景

住所に関する議会等の経過 ※経過は議会の議事録等を基に記載

- ・昭和49年 住居表示の請願が市議会で採択
- ・昭和57年・平成5年 各地域が住所表記改善の要望提出
- ・平成11年～令和4年 市議会で住居表示の質問

本市では、市民ニーズが不明なこと、歴史的な地名が消失することなどを理由に対応を見送ってきましたが、令和5年度に検討会を設置し、住所表記を変更すべきかどうか、変更する場合の条件などについて検討しています。

住所表記を変更する利点と欠点

※主なものを記載

メリット 住所の混乱を未来に残さない

転入者や市外の人などで起こる混乱を未然に防ぐことができます。

デメリット 住所変更による住民の負担を伴う

住所表記が変更されると、そこに住む住民は運転免許証やマイナンバーカードの住所欄、その他個人で契約しているもの全てにおいて、住所変更手続きが必要になります。引っ越し時と同程度の負担が想定されます。

検討会で行うこと

検討会では、住所を取り巻く状況を踏まえ、地域コミュニティの単位である自治会を大切にしながら、住所表記の方針を検討します。検討会の実施内容は次のとおりです。



市民ニーズの調査方法の決定(今回のアンケート調査)



実施手法の決定(住居表示の実施、または地方自治法)



実施の場合の条件整理